⑽　本工事の入札において、低入札調査基準価格を下回る金額で持って応札が行われた場合は、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

⑾　本工事は、当局が設定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が当局が定めた基準を満たさないもの等に対して特別重点調査を実施する工事である。（入札説明書参照）

⑿　本工事は、申請書、確認資料及び技術提案書等を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

⒀　本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、専任補助者という。）を配置することで、現場経験の少ない若手技術者の育成を図る「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、専任補助者の配置については、申請書の提出者が選択できるものとする。

⒁　本工事は、発注者が想定する標準工程を提示する試行工事である。

⒂　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型（工期指定）」の試行工事である。

⒃　本工事は、「若手技術者を配置」、「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について、成績評定で評価する工事である。

⒄　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⒅　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

⒆　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、中国地方整備局のホームページにより公表する。

⒇　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

(21)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。

試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

(22)　本工事は、令和３年度本予算成立日以降、当該工事に係る予算事務手続が整った場合についてのみ開札を行うものとするため、予算成立の事情により本工事の入札日及び開札日を変更又は取消すことがある。

2　競争参加資格

本工事の一般競争入札に参加するためには(1)から⑽に示す要件をすべて満たさなければならない。

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等しゅんせつ工事に係る令和３・４年度一般競争参加資格の決定を開札の時までに受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

(3)①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）に係る港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、950点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾等しゅんせつ工事における客観点数が、950点以上の者であること。）。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、750点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾等しゅんせつ工事における客観点数が、750点以上の者であること。）。

(4)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(3)の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体の全ての構成員にあっては、平成17年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことにより、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しの完了しなかった工事については、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しが完了したものとして取り扱う。この場合、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことを確認できる資料を添付すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・グラブ浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘工事において、純土量100,000㎥以上を施工した工事。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成17年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことにより、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しの完了しなかった工事については、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しが完了したものとして取り扱う。この場合、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことを確認できる資料を添付すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・グラブ浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘工事において、純土量30,000㎥以上を施工した工事。

③　①及び②において当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

(6)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（専任補助者を配置する場合は当該専任補助者を含む）を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。